

～中小企業・小規模事業者の皆様へ～

消費税の軽減税率対策を行っていますか？

中小企業や小規模事業者が「複数税率対応レジ」の導入や、「電子的受発注システム(EDI/EOS等)」の改修などを行う場合に、その経費の一部を補助する制度(2種類)があります。

(補助金の概要)

	A型「複数税率対応レジ」の導入	B型「受発注システム」の改修等
補助率	・導入・改修→原則2/3 ・3万円未満の機器を1台のみ購入→3/4 ・タブレット等の汎用機器→1/2	2/3
補助上限	・レジ1台あたり20万円 ・商品マスタの設定費用1台に20万円加算 ・1事業者につき200万円を上限	・(小売業者等の)発注システム→1,000万円 ・(卸売業者等の)受注システム→150万円 ・発注、受注の両方のシステム→1,000万円
申請の時期	導入・改修の支払が完了後、速やかに申請	システムの改修や入替の前に申請 ※ただしパッケージ製品購入(B-2型)は導入後
申請期限	2019年9月30日まで ※(A型、B-2型は事後申請、B-1型は事前申請となります。)	

詳しくは…「軽減税率対策補助金事務局ホームページ」<http://kzt-hojo.jp/>

「軽減税率対策補助金事務局コールセンター」TEL 0570-081-222 (当所でもご相談できます)

～香川県交流推進部交流推進課からのお知らせ～

～旅行サービス手配業(ランドオペレータ)登録制度がスタートしています～

旅行サービス手配業(ランドオペレータ)登録制度の概要

- 改正旅行業法の施行日(平成30年1月4日)以降、登録をせずに旅行サービス手配業の営業活動を行うと、無登録営業として、法律により処分されます。(旅行業法第74条)
- 登録手続は、改正旅行業法の施行前から始めることができますので、お早めに手続きください。
- 香川県に主たる営業所のある旅行サービス手配業者の方の登録の申請先は香川県となります。登録に係る必要な書類等をお送りしますので、事前に電話でご連絡をください。

お問い合わせ：香川県交流推進部交流推進課旅行業担当

電話：087-832-3389 FAX：087-835-5210 メール：kouryu@pref.kagawa.lg.jp

企業間の
人材マッチングを
支援しています。

公益財団法人

無料職業紹介所

産業雇用安定センター 香川事務所

出向の仲介や、離職を余儀なくされる方の再就職を支援していますので、お気軽にご相談ください。

〒760-0023 香川県高松市寿町2丁目4-20 高松センタービル8階

TEL：087-851-1011 FAX：087-851-1014

日本を守るその山のふもとに
富士火災

富士火災
Member of AIG

外国人技能実習生紹介事業

協同組合 共栄

お問い合わせ先

〒763-0082
丸亀市土器町東九丁目284番地A-2F-A
TEL 0877-43-2727

“老後”の資金準備に最強！

確定拠出年金
(401k・DC)のことなら

リック
株式会社 LIC 四国

丸亀市金倉町1515-3

Tel 0877-22-5551

担当 伊藤

まだ商工会議所の会員でない方を、ぜひご紹介ください。